

市町村名	名寄市		
地域名	名寄地域		
協議結果を取りまとめた年月日	令和8年2月25日		

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の年齢層は60~70代が最も多く、次いで30~40代が多い。内淵、大橋、緑丘区域は農家戸数が特に少なく、遊休地の増加が懸念される。

大橋区域については一部農業振興地域区域外のため、農地利用以外の利用方法についても検討が必要である。

中山間地域においては農地の規模拡大が進み農業機械の大型化していく一方で農道の幅が狭いため、農道の拡幅工事が必要となっている。

また、有害鳥獣による農業被害においても拡大しないよう農業者による自己防衛と有害鳥獣農業被害防止対策協議会との連携を強化する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

もち米を主要作物として土地利用型作物による輪作体系が確立しているため、当該栽培体系が継続されるよう努める。

農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めるとともに基盤整備事業等を活用し、農地の大区画化を進める。

地域共同利用組合においては、農業者の利用状況を考慮したうえで効率的な利用ができるよう検討していく。

シカやアライグマ等による農業被害が拡大しないよう目撃や被害情報があった場合は有害鳥獣農業被害防止対策協議会と連携して速やかに対応できる体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 名寄市の概要

(ha)

区域内の農用地等面積	10,602
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10,602

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地または林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を把握し、農地中間管理機構の貸し付けを活用して状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については地域の実状に応じて検討し、スマート農業に対応した農地整備を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA等の関係機関と連携する。地区内外から多様な経営体を新規就農者を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくために相談から定着まで切れ目ない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共選、出荷等で農業協同組合の優位性を活かす。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取り組み方針を記載してください。）

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等		⑩その他

①シカやアライグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合は速やかに有害鳥獣農業被害防止対策協議会と連携して対応できる体制を構築する。

②環境に対する意識の高まりに対応するため、化学肥料・農薬を低減した生産方式で温暖化に対応していく。

③スマート農業の導入を進め、農作業の効率化を進める。

④今後、水稲作付をしない水田については農地集積及び集約を視野に入れ、地域の実情に応じ、畑地化を進める。

⑦将来的にわたって非耕作地を抑制するため、多面的機能支払交付金および中山間地域等直接支払制度を活用して地域の農地整備、水路維持等を行っていく。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の再編集・合理化を進める。

⑨地区内で生産された飼料用作物は、市内の畜産農家へ供給しつつ、家畜排せつ物に由来する堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。